

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要

(平成 27 年 9 月 25 日閣議決定)

基本方針等の策定

女性活躍推進法第 5 条の規定に基づき策定するものであり、女性の就業生活における活躍を推進する上での基本方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示すもの

第 1 部 女性の職業生活における活躍を推進に関する基本的な方向

● 女性の就業生活における活躍の必要性

- 働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状
- 急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）確保に対応

● 女性の就業生活における活躍の推進の基本的な考え方

法の対象

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性

女性の就業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

～ 就業希望など働く場面における女性の思いを実現する ～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約 300 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実現できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、就業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第 4 次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の就業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させる。

事業主の取組に必要な 5 つの視点

- トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- 女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- 男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- 育児・介護等をしながら当たり前キャリア形成できる仕組みを構築する。

第2部 事業主が実施すべき女性の就業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

● 女性の就業生活における活躍の必要性

- トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視等による**男女を通じた働き方改革への取組**
- 経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする非正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から登用までの**各段階の課題に応じた取組**
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による**職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進**
- 男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等による**ハラスメントへの対策等**
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による**公的部門による率先垂範**

第3部 女性の職業生活における活躍を推進に関する施策

● 女性の就業生活における活躍の推進するための支援措置

- 長時間労働の是正等女性の活躍の推進に積極的に取り組む優良企業の認定、公共調達を通じた女性の活躍の推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進、中小企業の行動計画策定への支援等による**女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等**
- 非正規雇用者の処遇改善推進施策や正社員への転換支援の拡充、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等による**希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置**

● 就業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- 管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等による**男性の意識と職場風土の改革**
- 「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行、長時間労働の是正・年次有給休暇取得の促進等に取り組む企業への支援、企業等へのテレワーク導入支援等による**職業生活と家庭生活の両立のための環境整備**
- 家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等による**ハラスメントの無い職場の実現**

● 女性の就業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- 国の推進体制 ⇒ 事業主行動計画策定の推進、フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、年一回公表）
- 地方公共団体の推進体制 ⇒ P D C Aサイクルのある推進計画策定、相談体制（ワンストップ機能）や多様な主体による協議会の構築